

調整控除における人的控除差調整額(令和3年度から)

人的控除の種類		納税義務者本人の合計所得金額	人的控除の差		
基礎控除		2,400万円以下	5万円		
		2,400万円超 2,450万円以下			
		2,450万円超 2,500万円以下			
		2,500万円超	適用なし		
配偶者控除		900万円以下	5万円		
		900万円超 950万円以下	4万円		
		950万円超 1,000万円以下	2万円		
		老人 (70歳以上)	10万円		
			6万円		
			3万円		
配偶者特別控除 (注)	配偶者の合計所得金額	48万円超	900万円以下	5万円	
		50万円未満	900万円超 950万円以下	4万円	
			950万円超 1,000万円以下	2万円	
		50万円超	900万円以下	3万円	
		55万円未満	900万円超 950万円以下	2万円	
			950万円超 1,000万円以下	1万円	
扶養控除		55万円超 133万円以下	1,000万円以下	適用なし	
		一般	—	5万円	
		特定	—	18万円	
		老人	—	10万円	
同居老親等		—	13万円		
障害者控除		一般の障害	—	1万円	
		特別障害	—	10万円	
		同居特別障害	—	22万円	
寡婦控除		—	1万円		
ひとり親控除		母	—	5万円	
		父	—	1万円	
勤労学生控除		—	1万円		

(注)令和8年度課税から配偶者控除を適用するための配偶者の所得要件が合計所得金額58万円以下に引き上げられたため、配偶者特別控除を申告することによる人的控除の差は令和8年度以降は計算されないこととなった。